

長浜市告示第166号

長浜市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱（令和2年長浜市告示第305号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条中「第374号」の次に「。以下「県要項」という。」を加える。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、滋賀県が県要項の規定に基づき児童生徒ごとに上限回数を定めた場合にあつては、当該回数を上限とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 看護師業務にかかる委託料

基本額	長時間訪問看護加算額
14,200円/回	3,200円/回

- 1 金額には消費税及び地方消費税並びに看護師同乗費用や打合せの日当、旅費、消耗品費、通信運搬費等の事務所経費が含まれる。
- 2 長時間訪問看護加算は、児童生徒の送迎にかかる看護師の派遣時間が1回90分を超える場合に基本額に加算する。
- 3 派遣時間とは、医療的ケアを行う訪問看護ステーション等の事業所を出発し、帰着するまでの時間をいう。
- 4 当日にキャンセルがあった場合は、基本額相当額をキャンセルによる費用として支払うものとする。

2 送迎業務にかかる委託料

所要時間	基本額	大型車加算
30分以内	2,560円/回	400円
30分超1時間以内	5,120円/回	800円
1時間超1時間30分以内	7,680円/回	1,200円
1時間30分超2時間以内	10,240円/回	1,600円
2時間超2時間30分以内	12,800円/回	2,000円
2時間30分超3時間以内	15,360円/回	2,400円
以降、30分超過するごとに加算	2,560円/回	400円

- 1 所要時間とは、送迎を行う事業所を出発し、帰着するまでの時間をいう。
- 2 大型車加算は、道路運送法第4条の許可を有する運送事業所で、運送事業所が届出している運賃（認可されているものに限る。）が滋賀県で定める単価を超えている大型車でしか送迎できない場合に基本額に加算する。

3 当日にキャンセルがあった場合は、過去の実績又は利用が想定されていた時間の区分に相当する額をキャンセルによる費用として支払うものとする。
様式第3号を次のように改める。

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用決定（却下）通知書

様

長浜市長

年 月 日に申請のありました長浜市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

1. 利用を決定します

対象児童生徒氏名	
利用決定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用運送事業所	
利用訪問看護事業所	

2. 申請を却下します

却下理由（ ）

問い合わせ先

長浜市

電話番号

FAX

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。